

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	地区内集落名	作成年月	直近の更新年月日
糸田町	全域	上糸田、南糸田、原、宮床、中糸田、下糸田、西部、鼠ヶ池、北区、松山、宮谷	令和4年3月25日	

### 1. 対象地区の現状

①地区内の耕作面積	157	ha	(備考) ・アンケート回収率:71.4% ・75歳以上の農業者の耕作面積はアンケートにより把握できた面積のみ ・地区内の中心経営体が今後引き受ける意向のある耕地面積と中心経営体の現在の経営面積を合わせると、113.8ha(管内農地の72.4%)に及ぶ。
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	112.2	ha	
③地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	18.4	ha	
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5.6	ha	
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0	ha	
④地区内において今後農地の貸付等の意向がある面積	4.5	ha	
i うち相続登記が完了していない農地	0.6	ha	
⑤地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	56.9	ha	
⑥地区内において現在中心経営体が経営している耕作面積の合計	56.9	ha	

### 2. 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後中心経営体が引き受ける意向のある農地の面積は75歳以上の農業者の耕作面積及び今後農地の貸付意向がある面積の合計を上回っているが、未相続農地等が見受けられるため、円滑な移行に向けて権利関係の整理を促す必要がある。</li> <li>・各経営体の圃場が分散しているため、圃場間の移動や管理の面で非効率的である。</li> <li>・機械の大型化に伴い、狭小地や農道の狭い地区での耕作が難しくなっている。</li> <li>・機械・施設等の更新について、特に中～小規模農家にとっては農業収入に見合わないコストが発生するため、営農継続に支障をきたしている。また一部では、機械や施設の供用化を行っているものの、旧式化による維持費の負担が大きい。</li> <li>・現在は水田における土地利用型作物(米・麦・大豆)が中心であるが、特に米の価格下落が顕著であるため、より高い所得が得られるように作付品目の転換・多角化が必要である。</li> <li>・中心経営体への集積・集約化が進んでいくと、畦畔・水路管理等の負担が増え、更なる規模拡大が困難になると予想される。</li> <li>・山間部においては、平坦部に比べ耕作条件が不利であることから、受け手が見つからない状況である。また鳥獣被害の懸念もあることから、被害発生防止のための費用・労力の負担が大きい。</li> </ul>
--

### 3. 対象地区内における中心経営体等への農地の集約化に関する方針

・貸付意向のある農地の所有者と協議し、貸付先について特に意見がない場合は、基本的に農業委員会を通じて当該農地の近隣を耕作している別紙の中心経営体へ斡旋を行い、集積・集約化を図る。
---

### 4. 3の方針を実現するために必要となる取組に関する方針

<b>農地中間管理事業の活用促進に対する取組方針</b> ・利用権の新規設定や更新の際に本事業の説明を行い、活用促進を図る。また、本事業を活用することで、農地所有者や農業者の費用負担を伴わない基盤整備を行うことも可能となるため、計画的な活用に向けて検討を進める。さらに、未相続農地の問題が支障となるため、農業委員会と協力して、権利関係の整理等に関する周知を行う。
<b>基盤整備への取組方針</b> ・平坦部の農地については、鼠ヶ池地区、南糸田地区、宮床地区において土地改良事業による基盤整備が行われており、その他の地区についても鉱害復旧事業による区画整理を実施済みである。ただし区画整理は農業機械が大型化する以前に行われたため、各圃場の面積が小さく、農道も狭い地区が見受けられる。このため、上記の農地中間管理事業の活用を促進し、将来的な基盤整備の実現に向けて検討を進める。
<b>農業用機械の更新・維持への取組方針</b> ・機械の能力向上による導入コストの増加により、中～小規模農家の個々の経営面積では、費用対効果に乏しいため、機械の共用化を促す。また既に共用化を行っている場合においては、機械の旧式化による維持費の負担が増加しているため、国庫事業・県単独事業の活用による機械導入を支援する。さらに、これらによる導入が困難な場合は町単独事業による機械導入・維持の支援等の必要性について検討する。
<b>集落営農組織の法人化への取組方針</b> ・構成員の高齢化、農業用機械の更新費用等の課題があるため、関心のある構成員を中心とした意見交換・研修等を通じて現組織の方向性を確認し、法人化の必要性について検討する。
<b>高収益作物の導入に関する取組方針</b> ・主食用米の価格下落が続くことが予想されるため、国庫事業・県単独事業の活用による収益性の高い園芸作物の導入・促進や必要に応じて既存施設の再整備等を検討する。
<b>中心経営体の育成に関する取組方針</b> ・現時点では、中心経営体の確保は十分であるものの、農業人口の減少により、中心経営体不足となることが懸念されるため、新規就農相談の受け入れ態勢について整備を行い、中心経営体不足に備える。また、後継者や第三者への経営継承が円滑に行えるよう支援する。
<b>農地等の管理に関する取組について</b> 中心経営体への農地集積が進んでいくことで、農地所有者の農業に対する関わりが薄れていき、農業集落の活動に支障をきたすことが予想されるため、畦畔の草刈りや水管理等を地域一体となって行うような環境づくりを検討する。
<b>鳥獣被害対策に関する取組方針</b> ・国庫・県単独事業・町単独事業による侵入防止柵の設置や、捕獲体制の強化を行う。

5. 今後の地域の中心となる経営体(中心経営体) ※公表用

NO.	属性 ※1	経営体 (氏名)	現状の耕作面積※2 〔令和3年度〕				今後の農地の引 き受け意向 (現在の自己経営 面積に加え、さら に拡大可能な面 積)	経営規模拡大の 手法			経営地区
			主な 経営内容 (作物)	自己経営 (ha、頭数等)	特定農作業 受託※3	経営規模 合計		賃借	農地中間管 理事業を活用 した賃借	売買による 所有権移転	
1	認農	A	主食用米 麦 大豆 飼料用米	6.1 ha	6.8 ha	12.9 ha	14.2 ha	○	○	○	原、宮床 北区、南糸田
2	認農	B	主食用米 麦 大豆	7.5 ha	3.0 ha	10.5 ha	20.5 ha	○	○	—	下糸田 南糸田
3	認農	C	主食用米 麦 大豆	12.9 ha	2.6 ha	15.5 ha	30.5 ha	○	○	—	西部 宮谷、下糸田 北区、南糸田
4	認農	D	主食用米 麦 大豆	5.8 ha	2.3 ha	8.1 ha	10.1 ha	—	○	—	南糸田 鼠ヶ池
5	認農	E	主食用米 麦 大豆	4.7 ha	2.7 ha	7.4 ha	8.2 ha	○	—	—	西部、下糸田 宮谷、北区
6	認農	F	主食用米 麦	2.4 ha	0.0 ha	2.4 ha	4.9 ha	○	—	—	南糸田、宮谷 下糸田
7	認農	G	主食用米 麦 大豆 施設野菜	2.8 ha	0.0 ha	2.8 ha	7.8 ha	○	○	○	西部、南糸田 下糸田
8	認農	H	施設野菜 露地野菜	0.7 ha	0.3 ha	1.0 ha	2.0 ha	○	—	○	下糸田
9	認農	I	施設花き 施設野菜	0.4 ha	0.0 ha	0.4 ha	0.4 ha	○	○	○	南糸田
10	その他	J	主食用米 麦	2.2 ha	0.0 ha	2.2 ha	2.2 ha	—	—	—	鼠ヶ池
11	その他	K	主食用米 麦 大豆	2.0 ha	0.0 ha	2.0 ha	5.7 ha	○	○	—	南糸田
12	その他	L	主食用米 麦 大豆	0.6 ha	0.0 ha	0.6 ha	4.6 ha	○	—	—	下糸田
13	その他	M	主食用米 麦 大豆	2.9 ha	0.0 ha	2.9 ha	3.9 ha	○	○	—	下糸田、西部 上糸田、北区
14	その他	N	主食用米 麦 飼料用米	2.2 ha	0.0 ha	2.2 ha	8.9 ha	○	○	—	原、南糸田
15	その他	O	主食用米 麦 飼料用米	1.4 ha	0.0 ha	1.4 ha	3.3 ha	○	○	—	原
16	その他	P	主食用米 麦	1.4 ha	0.0 ha	1.4 ha	2.4 ha	○	○	—	下糸田
17	その他	Q	主食用米 麦	0.9 ha	0.0 ha	0.9 ha	1.9 ha	○	○	—	西部、下糸田
18	集	糸田町農作業受託組合	麦 大豆	— ha	42.7 ha	42.7 ha	42.7 ha	—	—	—	上糸田、南糸田 原、下糸田 西部、鼠ヶ池 北区、松山 宮谷
計		18	—	56.9 ha	60.4 ha	117.3 ha	174.2 ha	—	—	—	

※1:「属性」

認農	認定農業者
認就	認定新規就農者
集	集落営農組織
到達	基本構想水準到達者
その他	集落の担い手

※2 各面積については、農地台帳・水田台帳等の耕作面積を10a未満切り捨てて記載。

またプランの範囲である町内所在農地のみ集計。

※3 糸田町ではブロックローテーションを実施していることから、特定農作業受託の面積については年度によって増減する。

また、糸田町農作業受託組合名義で麦・大豆を出荷している経営体は、組合の面積に計上。

別紙:離農意向のある農地 ※公表用

※1 未相続農地は掲載していません。

※2 あくまでも予定であり、農地所有者等の意向が変わることもありますのでご了承ください

※3 「小作」の場合は、現在、耕作者と農地所有者間で契約中のため、合意解約が必要であり、別途農地所有者との協議が必要となり

※4 同一圃場内…見た目は一つの農地ですが、登記上は複数の農地に分かれています。

小規模農地…500㎡以下の農地

離農意向のある農地		今後の意向			貸付け等の 予定年度 ※2	農地中間管理 機構への貸付 けを予定	権利関係 ※3	備考 ※4		
農地の所在	地目	貸付	他の耕作者 に任せたい	売渡						
字 金村	田	○			令和7年以降		自作	同一圃場内		
字 金村	田	○			令和7年以降					
字 無田々	田	○			令和7年以降					
字 無田々	田	○			令和7年以降					
字 無田々	田	○			令和7年以降					
字 無田々	田	○			令和7年以降					
字 無田々	田	○			令和7年以降					
字 無田々	田	○			令和7年以降					
字 無田々	田	○			令和7年以降					
字 無田々	田	○			令和7年以降					
字 水町	田	○			令和7年以降		自作			
字 堤尻	田	○			令和7年以降					
字 赤才サ	田	○			令和7年以降					
字 嶋田	田	○			令和7年以降					
字 深町	田	○			令和7年以降		自作	小規模農地		
字 無田々	田	○			令和7年以降		自作			
字 鉾本	田	○			令和7年以降		自作	同一圃場内		
字 堂籠	田	○			令和7年以降					
字 堂籠	田	○			令和7年以降					
字 堂籠	田	○			令和7年以降					
字 車路	田	○			令和7年以降		自作	小規模農地		
字 坂本	田	○			令和7年以降					
字 坂本	田	○			令和7年以降					
字 泌井	田	○			令和7年以降					
字 坂本	田	○			令和7年以降					
字 車路	田	○			令和7年以降					
字 古賀ノ前	田		○		令和7年以降				小作	
字 障子町	田			○	令和7年以降		自作			
字 井手本	田	○			令和7年以降		自作	同一圃場内		
字 井手ヶ本	田	○			令和7年以降					
字 吉原	田	○			令和7年以降					
字 吉原	田	○			令和7年以降					
字 ヘボノ木	田	○			令和7年以降					
字 的田	田	○			令和7年以降				小規模農地	
字 野間尻	田	○			令和7年以降				同一圃場内	
字 野間尻	田	○			令和7年以降					
字 吉原	田	○			令和7年以降				自作	小規模農地
字 野間尻	田		○		令和7年以降				小作	
字 野間浦	田	○		○	令和7年以降		自作	小規模農地		
字 森本	田		○		令和7年以降		小作	小規模農地		